

# ○山梨県警察宿舎入居料口座振替事務取扱要綱

〔 令和 4 年 1 2 月 1 5 日 〕  
〔 例規甲（会施）第 5 6 号 〕

## 第 1 趣旨

この要綱は、山梨県宿舎管理規則（昭和 4 1 年山梨県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、警察本部長及びかいの長（警察署長）の管理する宿舎の入居者（以下「入居者」という。）が、当該宿舎の入居料（以下「入居料」という。）を、山梨県警察職員互助会の「その他振替事業」を活用した口座振替による納付方法（以下「口座振替」という。）とする事務処理について必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 対象者

入居料を口座振替できる入居者は、山梨県警察職員互助会の会員とする。

## 第 3 口座振替の申込

口座振替を新たに希望する入居者は、口座振替を開始する月の前月末日までに、宿舎入居料口座振替納付委任届兼依頼書（第 1 号様式）を、宿舎管理者である警察本部長又は警察署長に提出するものとする。

## 第 4 口座振替の解除

- 1 入居者は、口座振替を解除しようとするときは、解除する月の前月末までに宿舎入居料口座振替納付委任解除届兼解除申出書（第 2 号様式。以下「解除申出書」という。）を宿舎管理者である警察本部長又は警察署長に提出するものとする。
- 2 規則に定める退居届の提出があったときは、解除申出書の提出があったものとみなす。

## 第 5 口座振替日

口座振替を行う日は、毎月給料支給日とする。

## 第 6 口座振替データ

警察本部長が管理する宿舎の入居料にあつては総務室会計課長（以下「会計課長」という。）が、警察署長が管理する宿舎の入居料にあつては警察署長が、山梨県総務部情報政策課長が所管する人事管理、給与計算及び福利厚生を行う情報システムのその他振替機能を利用して、例月の入力締切りまでに、口座振替に必要なデータを入力するものとする。

## 第 7 納入

- 1 警察本部長及び警察署長は、「その他振替事業」により所定の口座に振り替えられた入居料について、入居者の委任に基づき山梨県知事が発行する納入通知書により、速やかに納付するものとする。

- 2 入居料が口座振替できなかつた入居者については、山梨県知事が別に発行する納入通知書により納付するものとする。

#### 第8 領収書の省略

口座振替により入居料を納付した場合の入居者に対する領収書の発行は、給料支給時に交付されるその他振替明細書に記載される印字をもってこれに代えるものとする。

#### 第9 その他

この要綱に定めるもののほか口座振替に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第1号様式

年 月 日

宿舎管理者 殿

宿舎入居料口座振替納付委任届兼依頼書

宿舎入居料について、県公金口座への納付を委任し、年 月分から口座振替の方法により納付することを依頼します。

所 属 名	
住 所 (宿舎所在地、宿舎番号)	宿 舎 号 館 号 室
職 ・ 氏 名	印
職員番号 (8桁)	

第2号様式

年 月 日

宿舎管理者 殿

宿舎入居料口座振替納付委任解除届兼解除申出書

宿舎入居料について、県公金口座への納付の委任を解除し、年 月分から  
口座振替の方法による納付を解除してください。

所 属 名	
住 所 (宿舎所在地、宿舎番号)	宿 舎 号 館 号 室
職 ・ 氏 名	印
職員番号 ( 8 桁 )	